

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月23日

【事業年度】 第60期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社 東京エネシス

【英訳名】 TOKYO ENERGY & SYSTEMS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 島 民 生

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋六丁目9番7号

【電話番号】 東京(03)5400-3924(ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 森 清 健 児

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋六丁目9番7号

【電話番号】 東京(03)5400-3924(ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 森 清 健 児

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第60期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第4 提出会社の状況
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

- 第一部 【企業情報】
- 第4 【提出会社の状況】
- 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(6) <省略>

(訂正後)

(1)～(6) <省略>

### (7) 取締役の定数および取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の定数について、8名以内とする旨を定款に定めている。

また、当社は、取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらないものとする旨を定款に定めている。

### (8) 取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことができることを目的として、会社法第426条第1項の規定によって、取締役および監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役および監査役(取締役および監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

### (9) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、株主への機動的な利益還元をできるよう、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

### (10) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。